

報告第一号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した議会の議決を得た契約の一部変更の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十六日、議会の議決を得た契約の一部変更について、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成十七年二月十八日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した議会の議決を得た契約の一部変更の報告及び承認について

一 件名及び契約名 平成十五年第二回杉並区議会定例会において議案第四十七号により議決を得た「仮称荻窪南口地下通路整備工事」

工期の変更

変更前の工期 契約締結日の翌日から平成十六年十二月十七日まで

変更後の工期 契約締結日の翌日から平成十七年三月二十五日まで

二 変更理由

工事着手後、東京地下鉄株式会社の通信・電気系統が設計時と相違するなど、設計・施工条件に著しい変更を生じたため。

三 専決処分年月日

平成十六年十二月十六日